

五 養 成

- 1 義勇軍指導者として採用せられたるものは内地及現地を通じ概ね一ヶ年の訓練を實施す
- 2 内地及現地訓練中は手當月額概ね四十圓乃至百圓を支給す。手當は從來の収入額、年齢、學歷、家族状況等を考慮して之を定む
- 3 内地及現地訓練中の食費(月二十圓程度)は自辨とす
- 4 渡滿に際しては旅費及支度料を支給す(任地其他に依り百七十圓より二百三十圓迄)

六 訓練終了者の待遇

- 1 身 分  
所定の訓練を終了したる者は滿洲開拓青年義勇隊訓練本部職員として採用し、義勇隊訓練所に配屬せしむ
- 2 俸 給

- (イ) 本 俸 履歴を考慮し訓練本部に於て本俸額を定む
- (ロ) 在勤手當 勤務地に依り差異あるも、概ね本俸の十割乃至十五割を支給す
- (ハ) 妻子手當 同一戸籍内にある妻子に對し妻月額十圓、子供一人當月額五圓の手當を支給す。但し算へ年二十一歳以上の男子(修學中の者又は不具癈疾者にして自活能力なき者を除く)、他に勤務し又は収入ある業務に従事する者には支給せず
- (ニ) 宿舍其他 渡滿後の宿舍は無料貸與す、食費(月三十圓程度)は自辨とす
- 3 將 來  
義勇隊訓練を終了したる時は義勇隊開拓團に移行し日滿兩國政府より開拓團指導員を囑託せらる  
(農務課)

# 鳥取縣公報

號

外

水 曜 日

目 次

- 告 示
- 昭和十八年度鳥取縣種馬検査・檢定計畫……………一頁
- 狩獵銃獵禁止區域……………四頁

◆鳥取縣告示第三百四十六號

種馬統制法施行規則第四十條ニ依ル昭和十八年ニ於ケル種馬ノ檢定検査期日場所及區域左ノ通定メラレタリ  
昭和十八年六月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

告 示

昭和十八年鳥取縣種馬検査計畫 (鳥取種馬所管内)

第二班

七月十九日	検査定期日		検査区域	検査場ノ位置	検査ノ区分
	道府縣	郡市			
	鳥取市	一圓	鳥取市	因幡種付場	
	岩美郡	津野村	服部村		
		東井村	成器村		
		浦富村	大岩村		
		小田村			

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル) 昭和十八年六月三十日 (昭和四年四月十五日)

七月二十三日	七月二十二日	七月二十一日	
--------	--------	--------	--

鳥

西	郡 伯 東	郡 高 氣
名光逢 和德坂 村村村	赤八浦下上古 碕橋安郷郷 町町町村村	榮下大中上旭社會小三三東泊 北誠北北 吉鹿朝德郷 村村村村村村町村村村村村
庄御來 内屋 村村村	成下上安以 美中山山西 村村村村村	西長由日灘高北矢山上南小 郷瀬良下手城谷送守小 村村町村村村村村村村
名和 幼駒 共同 育成所	成 鳥美 構取 種馬 內所	倉吉町 東伯郡 畜産組 合內

明ケ二歳牝馬及明ケ三歳以上牝馬ノ檢定  
優良種牝馬及明ケ三歳以上候補優良種牝馬ノ檢査

七月二十四日	七月二十五日	七月二十六日	七月二十七日	七月二十八日	七月二十九日
--------	--------	--------	--------	--------	--------

取

郡 野 日	米子市	郡 伯
黑福石 坂榮見 町村村	一 圓	大淀字高所 和江田置子 村村村村村
日多里 野上村	二八溝 部郷口 村村村	法手大尙賀五幡大 勝間國德野千郷幡 寺村村村村村村村
江米日 尾澤光 村村村	日根神 野雨奈 村村村	大渡境東上天成 篠長長津實 津田田村村村村
石見村 種付場	八郷村 國民學 校	幡郷村 種付場
多里村 種付所	米澤村 種付所	大高村 種付所

七月二十日	縣	八頭郡	船岡村 賀茂村 八東村 丹比村 上東村 中東村 下東村	船岡家畜市場	明ヶ三歳以上牝馬ノ檢定 優良種牝馬及明ヶ三歳以 上候補優良種牝馬ノ檢査
七月三十日	縣	日野郡	山阿上村 大阿上村 山阿上村	山上種付場	

鳥取縣告示第三百四十七號

狩獵法第十條ニ依リ左ノ通銃獵禁止區域ヲ設ク

昭和十八年六月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

一區 域 東伯郡八橋町大字八橋字分ヶ谷頭、字腹谷  
字鐵山屋敷、字帽子取り地内ノ鳥取縣立種  
畜場放牧地全部

一 存續期間 自昭和十八年七月一日

至同二十八年六月三十日

一 目的 危險防止

一 面積 七七、三五五六ヘクタール

鳥取縣公報

昭和十八年七月六日

第千四百四十八號

火曜日

目次

- 告示
  - 昭和十八年度鳥取縣歳入歳出追加更正豫算.....一頁
  - 砂糖配給團體指定.....三頁
  - 資源調査員任免.....四頁
  - 昭和十八年度後期甲種飛行豫科練習生徵募.....八頁
  - 被保險者証中無効.....二頁
  - 地方小麦粉配給機關指定.....二頁
  - 鮮魚介出荷計畫承認.....二頁
  - 蠶絲業總督改善施設補助規程改正.....三頁
- 彙報
  - 薪炭の配給統制.....三頁
  - 七月の常會徹底事項.....七頁
  - 七月の大詔奉戴日實施方策.....九頁
  - 甲種飛行豫科練習生募集.....三頁

告示

鳥取縣告示第三百四十九號

昭和十八年六月縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十八年度鳥  
取縣歳入歳出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武島 一 義

昭和十八年度鳥取縣歳入歳出追加更正  
豫算 (△印減高)

歳入	三六、四三圓
經常部	三六、四三圓
第四款 地方分與稅	三六、四三圓
第二項 配付稅	三六、四三圓

鳥取縣公報 每週星期日發行(休日ニ當ル)

昭和十八年七月六日

(昭和四年四月十五日)